

内 容

1. 国の環境政策の動向	1
1. 大気汚染対策:工業情報化部、環境保護部が「2+26 都市一部工業産業 2017-2018 年秋冬季ピークシフト生産に関する通達」を公表	1
2. 廃棄物対策:国家発展改革委員会などが「資源循環利用基地建設に関する指導意見」を公表	2
3. 産業転換開発:工業・情報化部などが「焼結煉瓦産業転換開発を加速することに関する若干意見」を公表	2
2. 地方（地方政府等における）の環境情報	3
1. 廃棄物対策:四川省政府が「家畜養殖廃棄物資源化利用加速推進に関する実施意見」を公表	3
2. 大気汚染対策:安徽省環境保護庁が「安徽省重点規制区における大気汚染物質特別排出制限値を実施することに関する公告」を公表	3

1. 国の環境政策の動向

1. 大気汚染対策:工業情報化部、環境保護部が「2+26 都市一部工業産業 2017-2018 年秋冬季ピークシフト生産に関する通達」を公表

11月3日、工業情報化部、環境保護部が「2+26 都市一部工業産業 2017-2018 年秋冬季ピークシフト生産に関する通達」を公表した。「京津冀及び周辺地域 2017 年大気汚染防止作業プログラム」と「京津冀及び周辺地域 2017-2018 年秋冬季大気汚染総合対策強化行動プログラム」の実施に向けて、2+26 都市における一部工業産業を対象に当該通達を出した。当該通達は関連工業産業に対して以下のような生産ピークシフト対策を求めた。

- ✓ 鉄鋼・コークス・鑄造産業:唐山、邯鄲、安陽など重点都市で、2017 年 11 月 15 日-2018 年 3 月 15 日の期間に鉄鋼生産能力を 50%抑制する。2017 年 10 月 1 日-2018 年 3 月 31 日の期間にコークス企業のコークス出荷時間を 36 時間以上(都市建設済みで 48 時間以上)に延ばす。鑄造産業に関しては、排出基準を満たした電炉、天然ガス炉以外の鑄造冶金設備は、熱供給期における生産停止を実施する。重度汚染天気警告期間には、電炉、天然ガス炉が生産停止を実施する。
- ✓ 建材産業:住民熱供給、都市廃棄物処理を担当するセメント企業はピークシフト生産を実施しなくてもいい。重度汚染天気警告期間に、セメント磨き拠点が生産停止を実施する。焼結煉瓦釜(天然ガスを燃料とした施設を除く)が熱供給期に生産停止を実施する。河北、山西、山東、河南における 2+26 都市以外の地方が 2 ヶ月以上生産停止を実施する。陶磁器産業(天然ガスを燃料とした施設を除く)、ガラス綿(天然ガスを燃料とした施設を除く)、岩綿(電炉を除く)、石膏板など産業は熱供給季に生産停止を実施する。
- ✓ 非鉄金属・化学工業産業:電解アルミ企業を熱供給期に 30%以上生産制限する。アルミ酸化企業を熱供給期に 30%以上生産制限する。石炭高度加工企業(例えば、炭素繊維など)が特別排出基準値を満たせない場合に生産停止を実施するが、特別排出基準値を満たした場合に 50%以上生産制限する。非鉄金属再生産業の融解鑄造工程は熱供給期に 50%以上生産制限する。

出所:工業情報化部

2. 廃棄物対策:国家発展改革委員会などが「資源循環利用基地建設に関する指導意見」を公表

11月2日、国家発展改革委員会、財政部、住宅城郷建設部が「資源循環利用基地建設に関する指導意見」を公表した。当該指導意見によると、資源循環利用基地とは、廃棄鉄鋼、廃棄非鉄金属、廃タイヤ、建築廃棄物、生ゴミ、園林廃棄物、廃棄紡織品、廃プラ、廃潤滑油、郵便段ボール、廃棄ガラス、生活ゴミ、都市汚泥といった都市廃棄物に対して、分類利用と集中処分を行う場所を指す。そして、基地は都市ゴミ清掃・運搬と再生資源システムに繋がり、再生資源を原料・半製品として無害化で加工利用を行い、最後に発生した廃棄物に対して協同処分を行う。当該指導意見では、「十三次五カ年計画」と「国務院:新型都市化建設に関する若干意見」の実現に向けて、循環経済を開発し、資源循環利用基地を建設し、都市公共インフラの一体化を促進し、ゴミ分類や資源の循環利用を促進し、新型都市開発を推進することを目的としているが、全体目標としては2020年までに全国範囲内で約50箇所の資源循環利用基地を建設し、基地のサービスエリアにおいて廃棄物資源化利用率を30%以上引き上げ、都市のグリーン開発に応じた廃棄物処理パターンを構築し、都市のグリーン循環開発に保障を提供する。この目標を実現するために、以下の重点任务を挙げた。

- ✓ 各地方の循環経済総合管理、環境衛生部門が国土、計画などの部門と一緒に基地の立地場所を選定し、都市廃棄物年間処理量の変化及び今後成長のポテンシャルを考えた上で、基地建設の計画を作成する。
- ✓ 道路、パイプラインネットワークなどインフラ及び水・電気供給、汚染防止などの公的施設の共同建設・共有使用を推進する。各事業から発生した排ガス、排水、固形廃棄物を集中収集、科学処理、循環利用を実施する。
- ✓ 生活ゴミの分類廃棄、規範的な保存、輸送を推進し、ITO や GPS など情報技術による廃棄物収集、保存、処分に関わる情報プラットフォームを構築する。
- ✓ 資源循環利用基地の建設には、政府、企業、住民の参加が必要とされる。政府と社会資本の混合所有制度の企業を構築し、基地建設や運営管理に参加することを励ます。基地における重点事業の建設には、条件を満たした企業がグリーン債権を発行することが可能。PPP や環境汚染第三者対策などのパターンを積極的に推進する。
- ✓ 生態型・公園型の資源循環利用基地を構築し、基地と周辺住民の融合関係を実現する。資源循環利用基地に基づいて関連産業を開発し、地元住民の就業を促進する。テレビ、ラジオ放送、インターネットを通じて各種類廃棄物処理情報の運営状況を公表する。
- ✓ 各地方の循環経済総合管理、環境衛生部門が組織・調整を強化し、事業の実施可能性を十分に検討した上で、事業用建設地を優先に確保する。

出所:国務院

3.産業転換開発:工業・情報化部などが「焼結煉瓦産業転換開発を加速することに関する若干意見」を公表

11月20日、工業・情報化部、環境保護部、国家安全監督管理総局が「焼結煉瓦産業転換開発を加速することに関する若干意見」を公表した。当該意見による、「国務院が大気汚染防止行動計画に関する通達」、「国務院が建材産業安定成長・構成調整・収益改善に関する指導意見」、「京津冀及び周辺地域2017-2018年秋・冬大気汚染総合対策強化行動プログラム」の実施に向けて、焼結煉瓦産業の転換開発を加速させることを誘導するために、以下の意見を挙げた。

- ✓ 2020年末までに、汚染排出削減水準を大幅に引き上げ、排出基準を全面に達成し、原燃料における再生資源の割合を継続的に引き上げ、5-8基のスマート製造モデルラインを改造、建設し、研究開発・生産・応用・普及を一体化した大型企業集団が3-5社を構築する。
- ✓ グリーン建築、組み立て式建築、スポンジ都市建設用の新製品を開発する。綺麗農村、伝統建築、園林園芸など建設用の新製品を開発する。性能が立ち遅れた製品、生産能力を淘汰する。
- ✓ 煉瓦窯・炉の排ガス処理に適用する脱硫、脱硝、集塵対策技術・設備を普及し、低NO_x焼成技術の採用、クリーン燃料(石炭製ガス或いは天然ガス)の利用を促進する。グリーン生産技術の改造を展開する。汚染物質のオンラインモニタリングシステムを設置する。
- ✓ 焼結壁材料を生産する企業は「焼結壁材料製品のエネルギー消費原単位制限値(GB30526)」の

制限値への達成を確保する。

- ✓ 産業固形廃棄物、鉱物残渣、沈泥、汚泥、農林廃棄物などによる一次原燃料への代替を促進し、建築廃棄物による煉瓦製品を生産することを支持する。
- ✓ 2+26 都市における焼結煉瓦窯(天然ガスを燃料とした企業を除く)が熟供給期にピークシフト生産を実施する。河北省、山西省、山東省、河南省の 2+26 都市以外の都市では、各地が自主的にピークシフト時間を決定し、原則上は 2 ヶ月以上生産を停止する。
- ✓ 自動化改造、スマート製造を加速する。品質管理を強化し、品質保証能力を向上する。安全生産制度を遂行し、職業病を積極的に防止する。
- ✓ 煉瓦産業に関わる環境保全、省エネ、品質、安全、技術、投資・融資、財税など関連政策を遂行する。煉瓦産業に関わる産業記述基準の改正を加速する。煉瓦産業に関わる環境保全、エネルギー消費、品質、安全、職業健康などの法律実施・監督を強化する。「グリーン建材生産と応用行動プログラム」の実施に向けて、企業の技術改造と協同革新を実施し、グリーン生産・スマート製造などモデル事業を展開する。煉瓦産業に関する経済運営統計制度を遂行し、運営モニタリングを強化し、産業運営分析報告を公表する。

出所:工業・情報化部

2. 地方(地方政府等における)の環境情報

1. 廃棄物対策:四川省政府が「家畜養殖廃棄物資源化利用加速推進に関する実施意見」を公表

11月2日、四川省政府が「家畜養殖廃棄物資源化利用加速推進に関する実施意見」を公表した。当該計画は、四川省の家畜養殖廃棄物資源化利用を推進した上で、農村住民の生産・生活環境を改造し、生態文明の構築や農業の持続可能な開発を促進することを目的としている。この目的の実現に向けて、以下のような 2020 年までの作業目標を挙げた。

- ✓ 拘束力を有する家畜養殖廃棄物資源化利用制度を構築し、栽培・養殖連携の循環開発メカニズムを構築する。
- ✓ 四川省で 10 件の国家養殖業グリーン開発モデル県を創出する。毎年 100 件の省レベル基準化モデル養殖場を創出する。毎年 10 箇所の県(市、区)を抽出し、省レベルの家畜し尿の資源化利用モデル事業を推進する。
- ✓ 四川省の家畜し尿総合利用率を 75%以上に達し、一定規模の養殖場におけるし尿汚染処理設備の導入率が 95%以上に達し、大規模養殖場におけるし尿汚染処理設備の導入率を 1 年前倒して 100%に達する。
- ✓ 死亡家畜の集中収集を全面に実現し、統一の無害化処理を実施する。
- ✓ 家畜養殖が盛んな県、国家現代農業モデル区、農業持続可能な実験示範区、家畜養殖廃棄物資源化利用モデル県、現代農業産業パーク、現代農業示範県、現代農業家畜業重点県、省レベル現代農業産業融合モデルパーク、全省の「四区四基地」は率先して前述の目標を実現する。

出所:四川省政府

2. 大気汚染対策:安徽省環境保護庁が「安徽省重点規制区における大気汚染物質特別排出制限値を実施することに関する公告」を公表

11月20日、安徽省環境保護庁は「安徽省重点規制区における大気汚染物質特別排出制限値を実施することに関する公告」を公表した。当該公告によると、安徽省の大気汚染防止対策を強化するために、地域の大気環境質の継続改善を確保し、2018 年から前年度に大気環境質基準の二級基準値(GB3095-2012)を達成していない各区・市を重点規制区域として設定し、2018 年 11 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までの期間及び将来的に、区域内の火力発電所(バイオマス発電所を除く)、鉄鋼、石油化学、セメント、化学工業など 5 産業、石炭燃焼ボイラー事業に対して大気汚染物質特別制限値を実施する。関連産業の特別排出制限値を実施するために、以下のような取り組みを講じる予定。

- ✓ 2018 年 2 月末までに、重点規制区域における大気汚染物質特別排出制限値に達成していない既存企業は期限付きの対策計画を作成する。11 月 1 日までに、建設済み且つ環境アセスメント

審査を通った火力発電所(バイオマス発電所を除く)、鉄鋼、石油化学、セメント、化学工業および石炭燃焼ボイラーの企業は、関連特別排出制限値達成のための汚染物質排出対策設備の改造を行う。

- ✓ 新たに環境アセスメントを受理する火力発電所(バイオマス発電所を除く)、鉄鋼、石油化学、セメント、化学工業および石炭燃焼ボイラーの企業は、公告が公表される時点から関連特別排出制限値の達成に応じて建設を行う。
 - ✓ 関連特別排出制限値を実施する期間に、特別排出制限値を達成できない場合、生産・排出制限或いは工場閉鎖の措置を取り、関連規定に従って罰則を課する。
 - ✓ 関連産業に対して国家がより厳格な排出制限値を実施する場合、その新規排出基準に従って実施する。
 - ✓ 非鉄金属産業に関する国家排出基準の改正によって特別排出制限値を明確した上で、重点規制区域で同時にその特別排出制限値を実施する。
- ※ 関連産業の国家特別排出規制値
- ✓ 火力発電産業:GB 13223-2011 の表 2。
 - ✓ 鉄鋼産業:GB 28662-2012 の表 3、GB 28663-2012 の表 3、GB 28664-2012 の表 3
 - ✓ セメント産業:GB 4915-2013 の表 2
 - ✓ 石油化学産業:GB 31571-2015 の表 5
 - ✓ 化学工業産業:GB 31573-2015 の表 4
 - ✓ 石炭ボイラー:GB 13271-2014 の表 3

出所;安徽省環境保護庁